

**問 題** 司法書士法務太郎は、平成 30 年 5 月 1 日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙 1 から 5 までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙 6 のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、管轄する登記所に登記を申請した。

以上に基づき、次の問 1 及び問 2 に答えなさい。

問 1 平成 30 年 5 月 1 日に東京法務局渋谷出張所宛てに申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

なお、支店設置による変更の登記をすることができる場合においては、支店所在地に関する登記申請書に記載すべき事項を記載することを要しない。

問 2 東京商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。また、別紙 1 に記載されている役員は、すべて選任され、又は選定された日に就任承諾しているものとする。
- 5 支店設置については、その決定がされた日に支店を東京都港区みなと二丁目 2 番 2 号に現実に設置し、通常営業を行っている。
- 6 東京都渋谷区は東京法務局渋谷出張所が、東京都港区は、東京法務局港出張所が、それぞれの管轄登記所である。

- 7 東京商事株式会社は，平成 30 年 4 月 30 日が到来する時点において，自己株式を保有していない。
- 8 数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。
- 9 訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙 1

【平成 30 年 5 月 1 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京商事株式会社	
本店	東京都渋谷区神宮前二丁目 2 番 2 号	
公告をする方法	官報に掲載している	
発行可能株式総数	5000 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1400 株 各種の株式の数 A 種類株式 1000 株 B 種類株式 400 株	
資本金の額	金 1400 万円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	A 種類株式 3000 株 B 種類株式 7000 株 1 B 種類株式は、毎決算期において、A 種類株式に先立ち、1 株につき 500 円の剰余金の配当を受けるものとする。 1 当会社の A 種類株式を有する株主は、いつでも、当会社に対して、その有する A 種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当会社は、当該 A 種類株式 1 株の取得と引換えに当会社の B 種類株式 2 株を交付する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 29 年 6 月 20 日重任
	取締役 B	平成 28 年 6 月 4 日就任
	取締役 C	平成 28 年 5 月 27 日就任
	取締役 D	平成 29 年 6 月 20 日就任
	東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号 代表取締役 A	平成 29 年 6 月 20 日就任
	監査役 E (社外監査役)	平成 28 年 4 月 27 日就任
	監査役 F (社外監査役)	平成 28 年 4 月 27 日就任
	監査役 G (社外監査役)	平成 28 年 4 月 27 日就任

	監査役 H (社外監査役)	平成 28 年 4 月 27 日就任
	監査役 I	平成 28 年 4 月 27 日就任

別紙 2

【東京商事株式会社の変更前の定款】

東京商事株式会社定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、東京商事株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 書籍、出版物の販売
- 2 衣料品、日用雑貨品の販売
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(中略)

(種類株式)

第9条 A種類株式の発行可能種類株式総数は、3000株とする。

2 B種類株式の発行可能種類株式総数は、7000株とする。

3 B種類株式は、毎決算期において、A種類株式に先立ち、1株につき500円の剰余金の配当を受けるものとする。

4 当社のA種類株式を有する株主は、いつでも、当社に対して、その有するA種類株式の取得を請求することができ、この場合には、当社は、当該A種類株式1株の取得と引換えに当社のB種類株式2株を交付する。

(中略)

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集することができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役とする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(中略)

(議事録)

第 16 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載し、又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役の選定)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議で定める。

(中略)

#### 第 5 章 監査役

(監査役を設置、監査役会の設置及び監査役の員数)

第 27 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

2 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(中略)

(非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

(以下省略)

別紙 3

定時株主総会の議事概要

平成 30 年 4 月 20 日午前 10 時から、本店会議室において、定時株主総会を開催した。

議決権を行使することができる株主の状況	株主の総数	14 名
	その議決権の個数	1400 個
出席株主の状況	本日議決権を有する株主数	14 名
	その有する議決権の個数	1400 個

(中略)

第 1 号議案 計算書類（平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで）の承認の件

(中略)

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

(変更前)	(変更後)
(事業年度) 第 32 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期</u> とする。	(事業年度) 第 32 条 当社の事業年度は、 <u>毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期</u> とする。  附則 <u>平成 30 年 2 月 1 日から始まる事業年度は、2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 4 か月間とする。</u>

第 3 号議案 支店設置の件

議長は、支店を設置する理由を詳細に説明した後、下記のとおり支店を設置したい旨を述べ

べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

支店設置の場所 東京都港区みなと二丁目 2 番 2 号

支店設置の予定時期 平成 30 年 4 月 30 日

(以下省略)

別紙 4

取締役会の議事概要

日 時 平成 30 年 4 月 20 日午後 1 時から午後 2 時まで  
会 場 当会社本店会議室  
出席者 取締役及び監査役全員出席

(中略)

第 1 号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員の一致をもってこれを承認可決した。

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(以下省略)

別紙 5

臨時株主総会の議事概要

平成 30 年 4 月 25 日午前 10 時から、本店会議室において、臨時株主総会を開催した。

議決権を行使することができる株主の状況	株主の総数	14 名
	その議決権の個数	1400 個
出席株主の状況	本日議決権を行使する株主数	14 名
	その有する議決権の個数	1400 個

(中略)

第 1 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、株主 4 名(議決権数 940 個)の賛成により、承認可決した。

記

(変更前)	(変更後)
(新設)	<u>(株式の譲渡制限に関する規定)</u> <u>第 7 条の 2 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。</u>

(以下省略)

別紙6

【司法書士法務太郎の聴取記録（平成30年5月1日）】

- 1 東京商事株式会社は、平成30年4月20日午前10時から午前11時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙3に記載のとおりである。
- 2 平成30年4月20日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙4に記載のとおりである。当該取締役会の議事録には、Aの登記所提出印鑑が押印されている。
- 3 平成30年4月24日、Eは、東京商事株式会社の子会社である新宿商事株式会社の支配人として選任され、この地位に就任することを承諾した。
- 4 東京商事株式会社は、平成30年4月25日午前10時から午前11時までの間において、臨時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙5に記載のとおりである。株式の譲渡制限に関する規定の設定に関して、平成30年4月25日、A種類株主による種類株主総会及びB種類株主による種類株主総会が開催され、それぞれ、適法に承認可決された。
- 5 平成30年4月30日、株主の一人から、東京商事株式会社に対し、A種類株式100株の取得の請求があり、東京商事株式会社は、同日、当該株主に対してB種類株式を発行し、これを交付した。



【MEMO】

【解答例】 <16 点満点>

第 1 欄

【登記の事由】(減点限度枠…2 点)

**取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行  
株式の譲渡制限に関する規定の設定  
取締役、代表取締役及び監査役の変更**

【登記すべき事項】(減点限度枠…7 点)

**平成 30 年 4 月 30 日変更**

**発行済株式の総数 1600 株**

**各種の株式の数**

**A 種類株式 1000 株**

**B 種類株式 600 株**

**平成 30 年 4 月 25 日設定**

**株式の譲渡制限に関する規定**

**当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。**

**平成 30 年 4 月 20 日取締役 C 退任**

**平成 30 年 4 月 20 日就任**

**東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号**

**代表取締役 D**

**平成 30 年 4 月 24 日監査役(社外監査役) E 辞任**

【登録免許税額】(減点限度枠…1 点)

**金 4 万円**

【添付書類の名称及び必要な通数】(減点限度枠…4 点)

**委任状 1 通**

**株主総会議事録 2 通**

**種類株主総会議事録 2 通**

**株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 3 通**

**取締役会議事録 1 通**

**就任承諾書 1 通**

**印鑑証明書 1 通**

**取得請求があったことを証する書面 1 通**

**辞任届 1 通**

第2欄

【登記することができない事項】（減点限度枠…1点）

**1. 支店の設置の件**

【理由】（減点限度枠…1点）

**1. 取締役会設置会社において、支店を設置するには、定款に別段の定めのない限り取締役会の決議によりしななければならないところ、株主総会においてされているから。**

### 自己採点基準について

自己採点は、すべて減点方式とさせていただきます。

添付書面の間違いは、「－0.5点」、その他の記載事項の間違いは、一律「－1点」として下さい。記載すべきでないものを記載した場合も「－1点」として下さい。

登記すべき事項については・・・

例えば、発行済株式の総数等の変更については、「発行済株式の総数」と各種類の株式の数のうちの「A種類株式」と「B種類株式」の3箇所を間違えた場合、それぞれ「－1点」として、合計「－3点」として下さい。

（この場合、その箇所につき全く書けなかった場合も、「－3点」として下さい。）

また、役員等の変更については、役員1人の間違えにつき、それぞれ「－1点」として下さい。

登記することができない事項については・・・

解答中の下線の引いてある部分の間違え1箇所につき、「－1点」として下さい。（この下線は、あくまで自己採点するための下線ですから、くれぐれも本試験では下線を引かないで下さい。）

また、各解答欄には、「減点限度枠」というものが設定してあります。

各解答欄については、減点限度枠の範囲内で減点して行って下さい。

論点 1

事業年度の変更（解答第 1 欄）

解説

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成 30 年 4 月 20 日開催の定時株主総会において、本問会社の事業年度についての定款規定を「当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。」という規定から「当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。」という規定に変更し、定款附則として、「平成 30 年 2 月 1 日から始まる事業年度は、2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 4 か月間とする。」としている（別紙 3 第 2 号議案）。

本問の取締役 A から D について、定款変更後の事業年度に「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする（会社法 332 条 1 項）」という規定を当てはめると、

- A（平成 29 年 6 月 20 日選任）⇒いまだ在任中
  - B（平成 28 年 6 月 4 日選任）⇒いまだ在任中
  - C（平成 28 年 5 月 27 日選任）⇒平成 30 年 4 月 20 日（任期満了）退任（解答第 1 欄）
  - D（平成 29 年 6 月 20 日選任）⇒いまだ在任中
- ということになる。

**事業年度の変更の理解の仕方**

本問会社の各事業年度を（問題に絡む限りで）まとめてみると、以下のようになります。

事業年度①

平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで（変更前定款）

⇒これに関する定時株主総会は、平成 30 年 4 月 20 日に開催されている。

事業年度②

平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで（定款附則に規定）

⇒これに関する定時株主総会は、まだ開催されていない。

事業年度③

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで（変更後定款）

⇒これに関する定時株主総会は、まだ開催されていない。

まず、事業年度①として「平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで」の事業年度を挙げました。

事業年度の変更の決議は、平成 30 年 4 月 20 日にされているので、それより前に既に終了している事業年度については、旧定款の規定のまま進行する（すでに起こった歴史を覆すことはできないので、これは当然のことです。）。

次に、事業年度②として「平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで」の事業年度を挙げました。

これは、「定款の附則」に規定されている事業年度です。そもそも、事業年度の変更がなされると、変更前の事業年度と変更後の事業年度との間に「隙間（すきま）」ができちゃうんです。例えば、本問でいうと「平成 29 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日まで（変更前定款の事業年度）」が終了した後、変更後の定款の事業年度に従うと、「平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで（変更後定款の事業年度）」がスタートすることになります。こうなると、平成 30 年 1 月 31 日（変更前定款の事業年度終了）の翌日から平成 30 年 6 月 1 日（変更後定款の事業年度開始）の前日までの 4 か月間が空白の期間になってしまいます。

ですから、これを調整するのが、「定款附則」だと思ってください。

本問のように、「平成 30 年 2 月 1 日から始まる事業年度は、2 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 4 か月間とする。」という附則で調整しておけば、空白の期間ができませんね。これを、事業年度②として、挙げておきました。

最後に、事業年度③として「平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日まで（変更後定款）」の事業年度が挙げてあります。

ここまでまとめれば、あとは簡単。

取締役の任期の規定である会社法 332 条 1 項（「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」）に、それぞれの取締役を当てはめていけばいいだけです。

例えば、本問の取締役 C は、平成 28 年 5 月 27 日に選任されていますね。ですから、「選任後 2 年（つまり、平成 30 年 5 月 27 日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度①）に関する定時株主総会（つまり、平成 30 年 4 月 20 日の定時株主総会）の終結の時まで」が、C の任期となります。

（※もうちょっと説明しますと、C の選任後 2 年（平成 30 年 5 月 27 日）の時点では、上記の事業年度②はまだ終了していませんね。だから、上記の事業年度②は、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」に該当しません。）

従って、取締役 C の任期は、平成 30 年 4 月 20 日の定時株主総会の終結の時までとなります。

同じように、本問の取締役Bについて見てみると、本問の取締役Bは、平成28年6月4日に選任されていますね。ですから、「選任後2年（つまり、平成30年6月4日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度②）に関する定時株主総会（これに関する定時株主総会はまだ開催されていない）の終結の時まで」が、Bの任期となります。

従って、取締役Bの任期は、本問においては、最後まで満了しないことになります。

残りの取締役A及びDについて見てみると、本問の取締役A及びDは、平成29年6月20日に選任されていますね。ですから、「選任後2年（つまり、平成31年6月20日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度③）に関する定時株主総会（これに関する定時株主総会はまだ開催されていない）の終結の時まで」が、A及びDの任期となります。

従って、取締役A及びDの任期は、本問においては、最後まで満了しないことになります。

## 2. 登記手続

### <解答第1欄>

#### ①登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

#### ②登記すべき事項

「平成30年4月20日取締役C退任」と記載する。

#### ③登録免許税

「金1万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数1件につき金3万円（資本金の額が金1億円以下の会社については、金1万円）となる（登免法別表1.24(1)カ）。

#### ④添付書面及び通数

ア. 取締役の退任（任期）を証する書面として「株主総会議事録」1通を添付する。

なお、事業年度の変更により任期満了で退任することは当該株主総会議事録から判明するため、定款の添付は要しないものと解される。

### 商登法54条

IV 役員等の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

イ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委

任状」1通を添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登法18条）。

論点 2

支店設置（解答第 2 欄）

**解説**

<第 2 欄について>

- ・事実関係の確認及び申請すべき登記

平成 30 年 4 月 20 日開催の定時株主総会において、支店設置の決議がされ、満場一致で承認可決された（別紙 3 第 3 号議案）。

しかし、取締役会設置会社において、支店を設置するには、定款に別段の定めのない限り取締役会の決議によりしなければならないところ、株主総会においてされている。

従って、支店の設置の登記は、登記することができない事項となる。

会社法 295 条

I 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

II 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

※取締役会は、業務執行の決定を行い、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定を取締役に委任することができない（会社法 362 条 2 項 1 号、4 項 4 号）。すなわち、会社法上、支店設置は株主総会の決議事項とはされていない。

第 2 欄

ア 登記することができない事項
<b>1. 支店の設置の件</b>
イ 理由
<b>1. 取締役会設置会社において、支店を設置するには、定款に別段の定めのない限り取締役会の決議によりしなければならないところ、株主総会においてされているから。</b>

## 論点 3

## 代表取締役の就任（解答第 1 欄）

### 解説

#### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

Dは、平成 30 年 4 月 20 日開催の取締役会において、代表取締役に選定され、就任承諾している（別紙 4 第 1 号議案、答案作成上の注意事項 4）。

よって、Dの代表取締役就任の登記を申請する。

#### 2. 登記手続

##### ①登記の事由

「代表取締役の変更」と記載する。

##### ②登記すべき事項

「平成 30 年 4 月 20 日就任

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役D」と記載する。

##### ③登録免許税

「役員変更分 金 1 万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数 1 件につき金 3 万円（資本金の額が 1 億円以下の会社については、金 1 万円）となる（登免法別表 1. 24 (1) カ）。

##### ④添付書面及び通数

ア. 代表取締役の選定を証する書面として「取締役会議事録」1 通を添付する。

#### 商登法 46 条

II 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

イ. 代表取締役の「就任承諾書」1 通を添付する。

#### 商登法 54 条

I 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役…の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ. 選定された代表取締役Dが就任承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した「印鑑証明書」1通を添付する。

代表取締役の選定に関する取締役会議事録には、Dの選定前からの代表取締役Aが登記所に届け出ている印鑑を押印している（別紙6聴取記録2）。そのため、議事録等に押印した印鑑の証明書の添付を要しない。

取締役会設置会社における代表取締役の就任（再任を除く）による変更の登記の申請書には、代表取締役の就任承諾書の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（商登規61条4項後段，5項）。

そして、代表取締役の就任の登記の申請書には議事録等に押印した印鑑の証明書も添付しなければならないが、変更前の代表取締役が登記所に届け出ている印鑑で議事録に押印している場合には、添付は不要である（商登規61条6項柱書）。

エ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

## 論点 4

## 監査役の兼任禁止（解答第 1 欄）

### 解説

#### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

監査役 E は、社外監査役として登記されている（別紙 1）。

そして、平成 30 年 4 月 24 日、E は、東京商事株式会社の子会社である新宿商事株式会社の支配人として選任され、この地位に就任することを承諾した（別紙 6 聴取記録 3）。

従って、E は子会社の支配人に就任するとともに、社外監査役としての地位を失う。

#### 会社法 2 条（定義）

⑯ 社外監査役 株式会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

ロ その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であつたことがある者にあつては、当該監査役への就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は 2 親等内の親族でないこと。

また、E が子会社の支配人に就任することは、会社法上の監査役の兼任禁止規定にも違反する。

#### 会社法 335 条（監査役の資格等）

Ⅱ 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

そして、監査役が子会社の支配人への就任承諾をした場合には、監査役を辞任したものと解される。

<参考判例>

平成元年 9 月 19 日最高裁判例の要約

監査役に選任された者が就任を承諾したときは、監査役との兼任が禁止される従前の地位を辞任したものと解すべきであるが、仮に、監査役就任を承諾した者が事実上従前の地位を辞さなかったとしても、そのことは、総会の選任決議の効力に影響を及ぼすものではない。

以上のように社外監査役が子会社の支配人となったときは、監査役の辞任の登記を申請すると解されている。

社外監査役の社外性の喪失について

社外監査役が会社又は子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったり、子会社の会計参与又は執行役となったりすることは、会社法 335 条 2 項の兼任禁止規定に違反する。

そして、これらの地位に就任することを承諾したときは、従前の監査役の地位を辞任する意思表示したものと解されている。

従って、この場合には、監査役の辞任による変更の登記が申請され、社外監査役である旨の登記の抹消のみが申請されるわけではない。

従って、Eについて、監査役の辞任の登記を申請する。

## 2. 登記手続

### ①登記の事由

「監査役の変更」と記載する。

### ②登記すべき事項

「平成 30 年 4 月 24 日監査役（社外監査役）E 辞任」と記載する。

### ③登録免許税

「金 1 万円」となる。

### ④添付書面及び通数

ア. 監査役の退任を証する書面として「辞任届」1 通を添付する。

商登法 54 条

IV 役員等の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

イ．司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので，これを証するため「委任状」1通を添付する。

## 論点 5 株式の譲渡制限に関する規定の設定（解答第 1 欄）

### 解説

#### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成 30 年 4 月 25 日開催の臨時株主総会において、株式の譲渡制限に関する規定の設定についての定款変更の決議が株主 4 名（議決権数 940 個）の賛成（株主総会の特別決議）により、承認可決した（別紙 5 第 1 号議案）。

また、所要の手續（各種類株主の種類株主総会の特殊決議）が適法になされた（別紙 6 司法書士の聴取記録 4）。

#### 会社法 309 条

II …次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

⑩ 第 6 章から第 8 章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会（※定款変更の決議等）

#### 会社法 111 条

II 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号〔譲渡制限株式〕…に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が 2 以上ある場合にあつては、当該 2 以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

① 当該種類の株式の種類株主

#### 会社法 324 条

III …次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① 第 111 条第 2 項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

＜関連知識＞種類株式発行会社でない会社が株式の譲渡制限に関する規定を設ける場合

会社法 309 条

Ⅲ …，次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は，当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）であって，当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会

従って，株式の譲渡制限に関する規定の設定の決議は，有効になされた。

よって，株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記を申請する。

## 2. 登記手続

### ①登記の事由

「株式の譲渡制限に関する規定の設定」と記載する。

### ②登記すべき事項

「平成 30 年 4 月 25 日設定

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには，株主総会の承認を得なければならない。」

と記載する。

### ③登録免許税

「金 3 万円」となる。

株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記の登録免許税の額は，登記事項変更分として，申請件数 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

### ④添付書面及び通数

ア．株式の譲渡制限に関する規定の設定を証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。

商登法 46 条

Ⅱ 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会，取締役会又は清算人会の決議を要するときは，申請書にその議事録を添付しなければならない。

- イ. 株式の譲渡制限に関する規定の設定について、A種類株主総会の決議があったことを証する書面として「種類株主総会議事録」1通を添付する。
  
- ウ. 株式の譲渡制限に関する規定の設定について、B種類株主総会の決議があったことを証する書面として「種類株主総会議事録」1通を添付する。
  
- エ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登法18条）。

## 論点 6 取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行（解答第 1 欄）

### 解説

#### 1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成 30 年 4 月 30 日に、取得請求権付株式である A 種類株式を保有する株主が、その有する A 種類株式のうち 100 株について取得することを東京商事株式会社に請求しており（別紙 6 聴取記録 5）、その引換えとして B 種類株式 200 株が交付されている（別紙 1、A 種類株式の取得請求権付株式の定め参照）。

そして、東京商事株式会社は処分すべき自己株式を保有していない（答案作成上のその他の注意事項 7）。

よって、取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付は、新株の発行によりまかなわれることになる。従って、取得対価たる B 種類株式につき発行済種類株式の総数が 200 株増加することになる。

また、取得請求がされた A 種類株式 100 株については、株式の消却が行われたわけではなく、単に自己株式となったのみである。

よって、A 種類株式については、発行済種類株式の総数に増減はない。

種類株式発行会社においては、他の種類株式を対価とする定めのある取得請求権付株式の株主は、株式会社に対し取得請求権付株式の取得の請求をした日に、対価として交付される株式の株主となる（会社法 167 条 2 項 4 号、108 条 2 項 5 号ロ）。

そして、同時に株式会社は、当該請求に係る取得請求権付株式を自己株式として保有することになる（会社法 167 条 1 項）。

なお、資本金の額については変動しない。

取得請求権付株式の取得をする場合、資本金等増加限度額は、零とする（会社計算規 15 条 1 項 1 号）。なお、取得条項付株式の取得をする場合や全部取得条項付種類株式の取得をする場合も同様である（会社計算規 15 条 1 項 2 号、3 号）。

#### 2. 登記手続

##### ①登記の事由

「取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行」と記載する。

##### ②登記すべき事項

「平成 30 年 4 月 30 日変更

発行済株式の総数 1600 株

各種の株式の数

A 種類株式 1000 株

B 種類株式 600 株

と記載する。

取得請求権付株式の取得対価として他の株式を新たに発行した場合の登記事項は、発行後の発行済株式の総数（種類株式発行会社にあつては、発行済株式の種類及び数を含む。）及び変更年月日である。

登記記録上「発行済株式の総数並びに種類及び数」は 1 つの単位であるため、1 つの種類株式を発行した場合でも、登記事項としては、発行済株式の総数のほか、すべての種類株式に係る発行済株式の数を記載することになる。

これに対し、取得対価として自己株式のみを交付した場合には、登記すべき事項に変更は生じない。

※なお、本問では、月末（4 月 30 日）に取得請求がされているので、変更年月日について、取得請求のあった日を記載するか月末を記載するかは問題とならない。

#### < 関連知識 >

取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行の変更年月日については、請求のあった日を記載することも可能であり、また、月の末日を記載することも可能である。

新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から 2 週間以内にすれば足りるものとされているからである（会社法 915 条 3 項）。

#### ③ 登録免許税

「金 3 万円」となる。

取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請件数 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ）。

#### ④ 添付書面及び通数

ア. 取得請求権付株式の取得の請求がされたことを証する書面として「取得請求があったことを証する書面」1 通を添付する。

商登法 58 条

取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の交付による変更の登記の申請書には、当該取得請求権付株式の取得の請求があつたことを証する書面を添付しなければならない。

イ．司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1 通を添付する。

<株主リストの通数について>

<第1欄について>

「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）」3通を添付する。

- ・別紙5の株主総会
- ・別紙6聴取記録4のA種類株主総会
- ・別紙6聴取記録4のB種類株主総会

商登規61条（添付書面）

- II 登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。
- ① 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
  - ② 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数
- III 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。
- ① 10名
  - ② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数